平成29年6月9日 開 会 平成29年6月19日 閉 会 平成29年6月 定例会

# 川南町議会会議録

川南町議会事務局

# 平成29年第3回川南町議会定例会(6月)会期表 〔11日間〕

目次	月日	曜	摘   要			
第 1 日	6月 9日	金	開 会 本会議(議案上程·提案理由説明)			
第 2	6月10日	土	休会			
第 3 目	6月11日	日	休会			
第 4 目	6月12日	月	議案熟読			
第 5	6月13日	火	本会議(一般質問:6人)			
第 6	6月14日	水	本会議(議案質疑·委員会付託) 委員会			
第 7日	6月15日	木	委員会			
第 8	6月16日	金	委員会			
第 9 日	6月17日	土	休会			
第 10	6月18日	日	休会			
第 11	6月19日	月	本会議(委員長報告·討論·採決) 閉会			

## 目 次

応招議						
	員	•不応招議員	Į			
					第1号 (6月9日)	
本日の	会詞	義に付した事	手件			
出席議	損·	·欠席議員·	事務局	出席	者•説明員	
開	会					
		諸般の報告	示・会其	別の決分	定について・会議録署名議員の指名	
		報告第5号	平成	28年	度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書につい	
		て	亚甙	98年	度川南町水道事業会計予算繰越計算書について	
		報告第7号	専次	快处分0	の報告について(和解及び損害賠償額の決定)	
		議案上程•	提案理	里由説	明(議案第34号~議案第36号)	
		議案上程•	提案理	里由説	明(議案第37号)	
散	会					
					第2号 (6月13日)	
					第2号 (6月13日)	
					第2号 ( 6月13日 )	
本日の	会詞	議に付した事	事件		第2亏 ( 6月13日 )	
		議に付した事 ・欠席議員・ <sup>3</sup>		最出席 き		
出席議	員	•欠席議員•	事務局			
出席議	員	•欠席議員•	事務局		者·説明員	
出席議	員	•欠席議員•	事務		者•説明員	
出席議	員	·欠席議員· 	事務局		者·説明員	
出席議	員	·欠席議員· 	事務局 安 蓑	藤洋原敏	者·説明員 	
出席議	員	·欠席議員·平 一般質問 1 2 3	事務局 安 蓑 中	藤海明	者·説明員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	員	·欠席議員·平 一般質問 1 2 3 4	事務居安 蓑 中 内	藤原村藤	者·説明員  : 之 : 朗 : 人 : 子	
出席議	員	·欠席議員·平 一般質問 1 2 3	事務 安 蓑 中 内 児	藤海明	者·説明員	

## 第3号 (6月14日)

本日0	)会	義に付した事件			
出席讀	<b>美</b> 員	·欠席議員·事務局出席者	<b>š•</b> 説明員		
開	会				
		議案質疑•委員会付託	(議案第34号)		
		議案質疑•委員会付託	(議案第35号・議案第36号)		
		議案質疑•委員会付託	(議案第37号)		
散	会				
			<b>**</b>		
			第4号 (6月19日	)	
本日0	)会	義に付した事件			
出席請	義員	·欠席議員·事務局出席者	<b>f•</b> 説明員		
開	会				
		委員長報告·討論·採決	(議案第34号)		
		委員長報告·討論·採決	(議案第35号·議案第36号)		
		発議第3号 川南町湿原	種物群落保護条例の制定について		
		発議第4号 学校再編訓	<b>雪査特別委員会の名称変更について</b>		
		議員派遣の件			
		閉会中における議会広	器編集特別委員会活動の件		
		議会運営委員会の閉会	中の所掌事務調査の件		
閉	会				

## 川南町告示69号

平成29年第3回(6月)川南町議会定例会を次のとおり招集する。 平成29年6月6日

川南町長 日 髙 昭 彦

- 1 期日 平成29年6月9日
- 2 場所 川南町議会議事堂

## ○ 応招議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君 2番 中村 昭人 君 内藤 逸子 児玉助壽 3番 君 4番 君 5番 税田 榮 君 6番 德弘 美津子 君 三原明美 河野 浩一 7番 君 8番 君 9番 安藤洋之 君 林 君 10番 光 政 11番 竹 本 修 君 12番 福岡仲次 君 13番 川上 昇 君

### ○ 不応招議員(なし)

## 平成29年第3回川南町議会定例会(6月)会議録(初日)

平成29年6月9日 (金曜日)

## 本日の会議に付した事件

平成29年6月9日 午前9時00分開会

日程第1	諸般の報告について					
日程第2	会期の決定について					
日程第3	会議録署名議員の指名について( 徳弘 美津子 ・ 三原 明美 )					
日程第4	報告第 5号	平成28年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について				
日程第5	報告第 6号	平成28年度川南町水道事業会計予算繰越計算書について				
日程第6	報告第 7号	専決処分の報告について				
日程第7	議案第34号	川南町国民健康保険税条例の一部改正について				
日程第8	議案第35号	町道路線の廃止について				
日程第9	議案第36号	町道路線の認定について				
日程第10	議案第37号	平成29年度川南町一般会計補正予算(第2号)				

## 出席議員(12名)

 1番 蓑原 敏朗 君
 2番 中村 昭人 君

 3番 児玉 助壽 君
 4番 内藤 逸子 君

 5番 税 田 榮 君
 6番 德弘 美津子 君

 7番 三原 明美 君
 9番 安藤 洋之 君

 10番 林 光 政 君
 11番 竹 本 修 君

 12番 福 岡 仲 次 君
 13番 川 上 昇 君

## 欠席議員(1名)

8番 河野 浩一君

#### 事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

## 説明のために出席した者の職氏名

町 長		君	副町長		莊 八	君
教育長		君	会計管理者· 会計課長		裕嗣	君
総務課長	押川 義光	君	まちづくり課長	**************************************	政彦	君
産業推進課長	:山 本 博	君	農地課長	新倉	好 雄	君
建設課長	吉田 喜久吉	君	環境水道課長	大 山	幸 男	君
町民健康課長	:橋口 幹夫	君	教育課長	大塚	祥一	君
福祉課長	篠 原 浩	君	税務課長	三 角	博 志	君
代表監査委員	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	君				

#### 午前9時00分開会

#### ○議長(川上 昇君) おはようございます。

ただ今、河野浩一議員から入院のため欠席するとの届け出がありましたので、御報告します。

ただ今から平成29年第3回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりでありますが、5月12日新富町で開催されました児湯郡(市)町村議会議長会において、役員について審議し、会長に西米良村議会の濱砂征夫議長、副会長に新富町議会の長濱博議長が選出され、また、6月6日宮崎市で開催されました宮崎県町村議会議長会臨時総会において、役員について審議し、会長に西米良村議会の濱砂征夫議長、副会長に高原町議会の宮司薫議長、同じく副会長に諸塚村議会の若本幸徳議長が今期役員に選出されました。

なお、定期監査の結果並びに例月出納検査の結果については、お手元にお配りしてある とおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から19日までの11日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から19日までの11日間に決定しました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、德弘美津子君及び三原明美君を指名します。

日程第4、報告第5号平成28年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第5、報告第6号平成28年度川南町水道事業会計予算繰越計算書について、日程第6、報告第7号専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)について、以上、3件を一括議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

**〇町長(日高 昭彦君)** おはようございます。報告第5号は、平成28年度川南町一般会計 補正予算(第6号)繰越明許費の通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金 事業、臨時福祉給付金事業、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業、地域活性化拠点施設整備事業、社会資本総合整備事業及び避難誘導灯設置工事につきまして、翌年度の繰越額が平成28年度川南町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に報告第6号は、平成28年度川南町水道事業会計予算の資本的支出予算中、第1項建設改良費につきまして、平成28年度川南町水道事業会計予算繰越計算書のとおり、委託内容変更等の理由により2件の委託業務と1件の工事につきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、それぞれ平成29年度に繰り越して使用することといたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

次に報告第7号は、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分しました和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

専決処分書にありますとおり、ふるさと納税におけるワンストップ特例申請について、 寄付者1人の申請手続きが完了しなかったことにより、寄付者から寄付取下げの申出があっ たため、寄付金を還付するとともに、寄付のお礼の品としてお贈りしていた返礼品を損害賠 償相当額として決定し、和解するものでございます。

- ○議長(川上 昇君) ただいまの報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。
- **〇議員(内藤 逸子君)** 報告第7号の専決処分についてですが、これはもっと説明して頂かないと分かりにくいのですが、どういうことなのかということを説明してください。
- ○総務課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問にお答えします。ふるさと納税におきましては、本人の申請に基づいて「ワンストップサービス」、本人に代わりまして、本町、川南町が寄付していただいた住所地の自治体に、証明書を送って確定申告をすることなしに寄付金控除を受けるという制度になっておる部分がございます。今回、ワンストップの申請をされた申請人の方が郵便番号を間違えて申告された。住所はきちんと書いてありましたけれども郵便番号を間違えて申告されたことによりまして、本町のシステムの中で全て郵便番号管理の中で、相手方の自治体に通知をするというシステムにしておりました。ところが郵便番号が、間違えられて架空の番号になっておりましたので、その部分が、通知書がですね、行かずに出力されなかったという事態がございました。結果的に総体では49件、そういう郵便番号間違いがございましたけれども、それを全ての自治体と交渉しまして、最終的に3件だけがですね、調整できないという事になりました。それで2件につきましては本人さんとお話しして確定申告によって申告いただくということになりました。最終的にこの1件だけがですね、本人申し出によって「ならば還付してくれ。」ということがございました。それで、それを還付することとともに、先に納税のお返しとしましてお送りしていた物品について和解の損害賠償金として示談をしたという経緯でございます。以上でございます。

- **○議員(内藤 逸子君)** 郵便番号間違いって…、本人が申請したことが書いてあった郵便番号が間違えていたということで、こちらの番号の間違いではないということですね。
- **〇総務課長(押川 義光君)** 内藤議員のですね、おっしゃる通りでございます。ただ、こちらとしましても、郵便番号は間違えていたけれども住所地はきちんと記載されていたと言うことから示談という形を取ったわけでございます。
- 〇議長(川上 昇君) よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

- ○議員(林 光政君) 今の問題の関連なんですけども、いろいろ説明されて、ちょっとわかったんですが、私が最初この資料を頂いた時に、またちょっと職員さんのミスじゃないかなと思ったところです。いろいろ今話聞いたらなんか郵便番号とか、色々な所に、こういう問題が発生したようなことをおっしゃいましたけども、何か最近ですね、あの2、3色々な案件が上がってきております。はたで見たら何か職員の、何か仕事に対する真剣さが足らないような、あのちょっと言葉が悪いですけども、そのような気がして成りません。そういうところをですね、もう一辺、自分の仕事に対する気構えというか、仕事は楽しくしないかんけども、他人に不愉快な思い、迷惑をかけるようなことは、あってはならないことですので、そういうところを各課長さんは、部下に対してもいろいろと御指導願いたいと思います。終わります。
- ○議長(川上 昇君) 答弁はよろしいですね。はい。他に質疑はありませんか。
- ○議員(児玉 助壽君) 今のこの報告第7号やけんどん、その郵便番号が間違ってたというこっちゃがよ、大体住所はてげてげでん、まあ、詳しいとこさえ書いとればよ、郵便番号 先が間違っとらんな、必ずそこに行くとよね。その郵便番号間違うたのはあっちの間違いよね。こっちが損害弁償せなならんともおら、いまいちわからんちゃけんどんよ。そしたら、和解するならするで、5つセットそんまま返還するというのはおかしいちゃねえね。その、どっちもなんしとったら、半分くらいにして半分はあの、こっちが貰うにせんかったらよ、原因者の責任はあるわけじゃかい。喧嘩両成敗でそういうなんをせんかったらよ。こりゃ、間違い儲けになるよ。
- ○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおりのですね、部分も確かにあろうかと思っております。ただこの制度上ですね、実際、寄付金を受領したのが平成28年12月7日でございまして、それから数日、数か月以内にですね、この商品であります、まるみ豚味付き5種セットをお送りしております。これが発覚した時点でですね、おそらくこれはもう食されていたという状況でございまして、中々そこは難しいというところもございます。もう一つはですね、やはり郵便番号が間違えたということであっても、住所はきちんと書いてあったという部分はやっぱりありますので、システム上の問題だけと、相手のその部分だけでですね、というわけにはいかないなという風に判断したところでございます。それでお互いにですね、相手側とお話しをした上で、最終的に示談と

いう形をとらせていただいたというところでございます。

○議員(児玉 助壽君) 示談と言うけんどんよね、この人はよね、今後同じこつするかもしれんよ。あんたどんのような説明じゃったらよ、可能なことじゃわ。この贈答品をまるまる儲かって、そしたら郵便番号間違えば入ってくるごつなっじゃねえか。意図的にできると思わんですか、こら。そんで、住所はちゃんと書いてあって、郵便番号が間違ったシステムと言うけんどんよ、このふるさと納税関係にこら職員を充当しちょるわけじゃがよ、今度新たに。何を仕事しよったかとなるですよ、そんげなったら。何のために職員を充当したとね、そしたら、おかしいっちゃねえね、あんたたちは。やっぱ、ね、このまるみ豚かしらんけど、なんぼするかしらんけんど、2,000円か3,000円としてもよね、その町の税金を無駄遣いしたこつになるわけやがね。それを、そのシステムが、あの何せんかったていうことでシステムがあの何して、あの損害がでてん、何にもその責任を問わんでええごつになるしよね、そんげしよったら税金がなんぼあってん足らんじゃねえね、システムをあてにしとったら。何を言いよっとね。システムのせいにしたらいかんじゃねえとですか。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。当初の段階でのお話が郵便番号の間違いであるというところだけでなく、やはり「住所」がということに起因しますので、我々としては再発防止のためにシステムの改修を即行いまして、こういうことの無いように対処したところでございます。こういう間違いをですね、未然に防ぐことが本来の姿であったと反省しておりますので、今後このようなことが無いようにですね、いろんな角度から見直しを行ったところでございます。以上です。

○議員(児玉 助壽君) 今後このようなことが無いようにするっちゅうとは聞き飽きたがね。今、同僚議員が言うたけんどんよ、タガが緩んどるちゃねえね、まこつ。僅かな 2,000 円か 3,000 円かしらんけんどんよね。こんげなこつしよったらよ。あのこら 2,000 円か 3,000 円じゃかいええけんどん、まあ、あのシステムじゃのソフトじゃの言いよったらよ、2000 万円も 3000 万円も損することがあるですよ、総務課長。そんげな機械に頼ってたら。何の為のこの対策の職員を充当しとっとね。ちゃんと予算も組んで充当もしとるが人員を。こういう間違いがねえために間違いを起こさんために充当したっちゃねえとね。それで間違い起こしたら、総務課長責任とらないかんがね、ちゃんと、担当しとっちゃかい、そのことであんた、この損が出た 2,000 円か 3,000 円かしらんけんどん、僅かな金かもしれんけんどんよね、誰がこれ弁償すっとね。

○総務課長(押川 義光君) 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。損失が出たことは確かでございまして、その損失につきましては還付金と言う形で会計の中から支出するということになります。先ほどから申しますとおりですねやはり、議員おっしゃることは非常に良くわかります。そして我々もですね、やはりそういう体制をきちんとやっぱり整えるということでですね臨んでおるところでございますが、これを始めてですね、28 年度で3年経ちました。それで年々飛躍的にですねやはり件数も伸びておりますので、こういうことが

起こらないように、起らないようにという最新の注意を払ってきたつもりですがこういうことが起こってしまったということはですね深く反省しておるところでございます。今後もやはりあの職員を充当したことはですね、当然議員がおっしゃるとおりの部分と、あわせてやはり予測できないほど件数が伸びてくるという状況がございますので、そういう意味からもですねやはり、ふるさと納税が今一番のですね収入としての、まあ期待できる部分でございます。新たな財源として期待できる部分でございますので、それに全力を傾注するという意味で職員の投入をしたところでございますので御理解いただきたいという風に思います。

[「あの課長、税収はあるかいよね、少々な間違いは許されるように聞こえたかいよ、とんでもねえ話ど。」と叫ぶ者あり]

○議長(川上 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第7、議案第34号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第8、議案第35号町道路線の廃止について、日程第9、議案第36号町道路線の認定について、以上、3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本、3議案について提案理由の説明を求めます。

〇町長(日髙 昭彦君) 議案第34号から議案第36号までにつきまして、その提案理由を御 説明申し上げます。議案第34号は、国民健康保険税の税率を見直すこととしましたので、関 連する川南町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。本町の国民健康保険 事業特別会計は、平成20年度に基金が底をつき危機的な状況にありました。そこで平成21年 度から税率を引き上げ、運営してきたところです。この間、医療費が県内では低い水準を維 持してきたことや徴収率の向上などもあって、国保財政は徐々に安定し、基金積立額も平成 28年度末で4億819万8000円となりました。こうした状況の中、平成29年度の国民健康保険 税・現年度分の必要額が4億9000万円程度との試算結果となりましたので、これを受けて税 率を変更するものでございます。次に議案第35号は、今年度4月に普通財産に戻した牧場用 地を一体的に貸し付ける計画があり、709号村上・牧場線の路線の目的が変わることから、 道路法第10条第1項の規定により町道の路線を廃止するため、同条第3項において準用する 同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。次に議案第36号は、 議案第35号で廃止を提案している709号村上・牧場線について路線名を変更し、一部町道路 線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでござ います。以上3議案、補足説明のある議案につきましては担当課長に補足説明をさせますの で、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(川上 昇君) 補足説明があればこれを許します。

○税務課長(三角 博志君) 議案第34号につきまして、その補足説明を申し上げます。議案第34号は、国民健康保険税の税率を見直すこととし、今回の改正による現年度分調定額は、税率を据え置いた場合と比較しますと、7000万円程度減額となる見込みです。改正の最も大きな点は、これまでの所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の4方式から資産割額を除いた3方式にするもので、平成30年度から国保財政の都道府県化を見据えた改正としています。このほか、後期高齢者支援分が県内でも突出して高かったことから、この支援分の引き下げを大きくしています。また、医療分では均等割額を、介護分では均等割額と所得割額を引き上げておりますが、それぞれの平等割額につきましては引き下げることとしています。以上により、世帯個別の税額は、改正前の税率と比較しますと、最高限度額89万円に達しない限り、どの世帯におきましても税額が下がるような改正の内容となっております。以上で補足説明を終わります。

○議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第10、議案第37号平成29年度川南町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

〇町長(日高 昭彦君) 議案第37号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7181万2000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8881万2000円とするものでございます。それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。国庫支出金は2165万4000円の増額で地方道路交付金事業を計上いたしました。県支出金は、1億3775万2000円の増額で強い農業づくり交付金事業1億3164万3000円が主なものです。財産収入は、1億9609万6000円の増額で不動産売払収入を計上いたしました。諸収入は、101万円の増額で地域応援ポイント移行金の計上です。町債は、1530万円の増額で道路新設改良事業債を計上いたしました。

次に歳出について御説明申し上げます。総務費は1億7292万7000円の増額で財政調整基金積立金1億6885万3000円、夏休みキャリアアップスクール実施のための報償費95万6000円及び子育て支援ガイドブック作成業務委託料270万円の計上を行いました。農林水産業費は、1億3675万8000円の増額で強い農業づくり交付金事業が主なものです。商工費は1076万5000円の増額で地域経済応援ポイント100万円、工場建設工事用道路工事費696万6000円及び市町村間連携事業負担金278万9000円を計上いたしました。土木費は、4409万8000円の増額で尾鈴大橋補修工事の計上です。教育費は、726万4000円の増額で小学校の屋内運動場床塗装改修工事費650万円が主なものです。第2表地方債補正につきましては、地方道路等整備事業の限度額の変更を行うものです。補足説明のある議案につきましては担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いします。

○議長(川上 昇君) 補足説明があればこれを許します。

〇総務課長(押川 義光君) 議案第37号総務課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。12ページから、13ページをお願いいたします。2款1項6目企画費13節委託料は、本町が取り組んでいる子育て支援策について、乳児、幼児、児童など、その育児の時期にあった支援情報をひとまとめにして発信するため、ガイドブックを作成するものでございます。同じく8節報償費、11節需用費、14節使用料及び賃借料は、中学生のキャリアアップを目的として、本町出身を中心とした大学生等を講師に招き、夏休みを利用して、講演や学習指導、講師との意見交換等を行うためのキャリアアップスクールを開講するものでございます。14ページから、15ページをお願いいたします。

7款1項2目商工業振興費8節報償費及び12節役務費は、総務省が取り組む「地域経済応援ポイント」の実証事業に参加するものでございます。以上で総務課関係の補足説明を終わります。

〇農地課長(新倉 好雄君) 議案第37号農地課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。12ページから、13ページをお願いいたします。6款1項6目畜産業費19節負担金補助及び交付金、地域農業サポート体制支援事業補助金、250万円は、川南町尾鈴地区畜産用水管理事業を活用した給水引込工事に対する補助金であります。給水引込工事費については、全額農家自己負担でありますが、県の畜産振興目的の補助事業を活用して工事費の1/2を補助するものであります。1件あたり25万円を上限とし、10件分を見込計上しています。以上で農地課関係の補足説明を終わります。

〇産業推進課長(山本 博君) 補議案第37号、産業推進課関係につきまして、その補足 説明を申し上げます。12~13ページをお願いします。6款1項3目農業振興費19節負担金補助及び交付金1億3164万3000円は、3戸で構成する園芸農家が国の事業を活用しビニールハウス7棟を整備する事業費分として予算計上しています。6款1項6目畜産業費8節報償費75万円は、今年9月に宮城県で開催されます第11回全国和牛能力共進会に県代表牛として出場した場合の報償費分です。同じく19節負担金補助及び交付金425万円中、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金175万円は、国の事業を活用して家畜10頭を導入する和牛経営者に対し補助するものです。14~15ページをお願いします。7款1項2目商工業振興費15節工事請負費696万6000円は、誘致企業として締結した企業の工場建設のための進入用道路工事費分として予算計上しました。以上で産業推進課関係の補足説明を終わります。

**〇建設課長(吉田 喜久吉君)** 議案第37号建設課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。 $14\sim15$ ページをお願いします。8款2項3目道路新設改良費15節工事請負費4409万8000円は、国の交付金事業の配分が確定したため、早期に補修が必要な尾鈴大橋の支承(橋桁と橋脚を支える部分)の取換え工 N=12基、舗装・橋面防水工 A=530㎡等を行うものでございます。以上で建設課関係の補足説明を終わります。

〇議長(川上 昇君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。 以上で、本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これで散会します。

L 37.	_	- I 4	· \ 1L / A
午前	9	時354	会储分